

○ 西いぶり広域連合議会定例会条例

平成12年3月28日

条 例 第 3 号

西いぶり広域連合議会の定例会は、毎年2回招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。